

事例 B-1

(1) タイトル：遠隔教育における他者の著作物利用

(2) 本文

大学教育のグローバル化の一環として、東京の T 大学は提携校である米国・カルフォルニア州の C 大学および中国・武漢の U 大学と協議して、3 大学の学生が相互に履修可能な国際連携科目を立ち上げることにした。具体的には、人文社会系の講義をインターネットによる eラーニングシステムを利用して提供し、学生の異文化理解に役立てることを目論んだ。当面は各大学がそれぞれ 2 科目ずつ開講し、実績を見て将来は専門科目についても各大学の特色ある科目を相互に開講することを視野に入れている。

これを実現するに当たっては、多くの検討課題が浮かび上がった。地理的に大きな時差があること、各大学のセメスター期間が異なること、各大学の履修単位の条件が異なること、成績評価の仕組みの違いなどがあり、これらを調整して以下のように実施することとした。

- ・講義は、自大学の学生向けの講義を収録したビデオ、それに同期したスライド、さらに配布した資料などのコンテンツをサーバーに置いて、他大学の学生はそれをオンデマンドで受講する。
- ・開講時期は、3 大学がいずれもセメスター中となる 10 月と 11 月に 90 分講義を週 2 回合計 16 回行う。
- ・成績評価は、提出された課題レポートの評価による。
- ・使用する言語は英語とする。

これらの教務に関する事項がほぼ決まったところで、各大学で講義を担当する教員を選定して教員を交えて検討を始めたところ、日本の T 大学では大きな課題に直面した。それは、講義で使用する教材についての問題であった。

大学の講義では、主題の説明にしばしば専門書に記述されている定説や研究論文に掲げられた最新の研究内容（文章、図面、写真あるいは映像）をスライドで説明したり、参考資料としてコピーを配布することが行われている。授業を行う教室の中で、これらの他人の著作物を引用してスライドで提示したり資料で配布することは、いずれの国でも一定の条件はあるものの学校教育における著作物利用の特例により許諾を得ることなく利用することが認められていることである。日本では、著作権法第 35 条 1 項において著作権の権利制限として規定されている。また、米国では米国著作権法 107 条（フェアユース条項）で著作物の公正な利用として認められており、中国でも中国著作権法第 4 章第 43 条で著作権者の権利制限として規定されている。このことはその他の国でも同様であり、商業的な出版などにおいて他人の著作物を利用する場合には不可欠な著作権者との交渉による利用料の支払いや、無償の利用許可を得るなどの著作権処理を、自大学の教室で行われる通常の授業では行う必要が無かった。

ところが、インターネットなどの情報通信技術を用いる遠隔講義では、こ

の慣例が通用しないことを担当する教員から指摘されたのである。それは、日本の著作権法では著作物に付随する権利（著作隣接権）がいろいろ有り、インターネットとサーバーを用いてeラーニングシステムを運用すると、教育用と言えども適用されることになる「公衆送信権」と「送信可能化権」への対応が必要になるというのである。さらに、英語で授業をするには日本語の資料は英語に翻訳する必要がある、「翻訳権」への抵触も検討しなければならない。C大学およびU大学との協議において著作権のことは問題にならなかった。米国、中国ともにeラーニングシステムによる遠隔教育は日本よりはるかに普及しており、有名なMITのOCW（Open CourseWare）を覗いてみると、教材のスライドにはしばしば他人の著作物と思われる写真や図面が用いられているが、いちいち著作権処理をしているようには思えない。教室での学生相手の通常の授業では問題にならなかった他人の著作物のコピーについて、著作権者の利用許諾などの手続きをいちいち行うことになれば、担当教員としては極力そのような手続きを避けるようになり、結果的に教育内容の質の低下を招き教育効果にも影響することが想定される。一方、他人の著作物のコピーに当たり著作権者の利用許諾をすべて得ようとすれば、その処理の作業者を置く必要があり講義の準備に要する時間も長く取らねばならなくなる。

そこで、最近日本でも始まった日本版MOOC（Massive Open Online Course）の事務局にどのようにしているのか問い合わせたところ、他人の著作物を教材に用いる場合は全てチェックして必要な著作物利用の処理を行っており、中には利用料を支払っている場合もあるとのこと、そのための体制を整えているとのことであった。ただし、他人の著作物のコピーが必ずしも全て利用許諾の対象とはならず、「引用」としての条件に合えば権利制限がなされるため、利用許諾の手間は省かれるということをお教えされた。

3大学間での国際連携科目の立ち上げは、3大学の学長間でも合意されて検討している戦略的施策であり、他の大学でも同様の計画を検討しているとも聞いている。大学教育のグローバル化のために、情報通信技術を用いるeラーニングの普及は是非とも進めなければならないことであり公共の利益に資すると思えるが、著作権法がその普及のブレーキとなっている問題はなんとか解決しなければならない。

（3）考えてみよう

- （1）「公共の利益」と「法律の順守」のような対立する観点から、この問題への対応法について多面的に考えてみよう。
- （2）企業内研修において使用する教材について、著作権法に関連して対応すべきことを考察してみよう。

付属資料

- (1) [事例 B-1-1](#) : 著作権法の関連条文
- (2) [事例 B-1-2](#) : 米国・中国の著作権法におけるフェアユース・権利制限の扱い
- (3) [事例 B-1-3](#) : 国際的なインターネットを利用する教育事例

※なお、平成 30 年第 196 回国会において著作権法改正が議論されている。この改正が実現した場合、著作権法第 35 条を改正し、本事例中で指摘したオンデマンド型の遠隔授業においても、補償金を支払うことで、他者の著作物を利用できるようになる（2018 年 3 月 28 日付記）。

事例 B-1-1

1. 著作権法の関連する条文

1-1 学校教育における著作物利用

第35条1項

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）

において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

この条項が適用されるには、次の①から⑥の要件を満たすことが必要になります。

- ① 営利を目的としない学校等の教育機関における複製であること
- ② 教育を担当する者又は授業を受ける者の複製であること
- ③ その授業の過程における使用に供することを目的とする複製であること
- ④ 必要と認めら得る限度での複製であること
- ⑤ 公表された著作物の複製であること
- ⑥ 当該著作物の種類・用途、複製の部数・態様に照らして、著作権者の利益を不当に

害することがないこと

なお、この条項に基づき複製を行う場合において、出所を明示する慣行がある場合には、

その利用の態様に応じて合理的と認められる方法・程度で、著作物の出所を明示しなけれ

ばなりません（法48条1項3号）。

また、著作者人格権を侵害する利用は認められません（法50条）。

1-2 公衆送信権等（23条1項：著作権者以外の公衆送信行為を規制する権利）

第23条1. 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

2. 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

1-3 送信可能化権

送信可能化権とは、インターネットなどで著作物を自動的に公衆に送信し得る状態に置く（2条1項9号の4）権利であり、平成9年の著作権法改正時に導入された。

第2条1項

九の四 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう

1-4 「引用」について

引用とは、例えば論文の主題を補強するために他人の著作物（文章、図面、写真等）を掲載し解説するようなことを言うが、著作権法に定められた要件を満たしていれば著作権者の了解なしに引用することができる（第32条）。法的に認められる引用の要件は、以下の各項を満たしている必要がある。

- [1] 引用する資料等は既に公表されているものであること
- [2] 「公正な慣行」に合致していること
- [3] 報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
- [4] 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
- [5] カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
- [6] 引用を行う必然性があること
- [7] 出所を明示していること（第48条）

第32条（引用）

1. 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。
2. 国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

第48条（出所の明示）

1. 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。
 - 一 第32条〔・・・〕の規定により著作物を複製する場合
 - 二 〔略〕
 - 三 第32条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合〔・・・〕において、その出所を明示する慣行があるとき。
2. 前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。
3. 第43条の規定により著作物を翻訳〔・・・〕して利用する場合には、前二項の規定の例により、その著作物の出所を明示しなければならない。

事例 B-1-2

米国、中国の著作権法におけるフェアユース・権利制限の扱い

2-1 米国著作権法 第 107 条

第 106 条の規定に関わらず、著作物の公正な利用は、批評、論評、報道、報告、教育（教室内での使用のための多数の複製を含む）、学問、研究を目的として、複写物、録音物又はこの節に規定するその他の媒体へ複製することによる利用を含めて、著作権を侵害しないものとする。特定の事案における著作物の使用が公正か否かの判断において、考慮されるべき要素には、以下のものが含まれる。

- (1) 利用の目的、性質。そのような利用が商業的性質を有するか、非営利の教育目的によるものかといった点を含む
- (2) 利用された著作物の性質
- (3) 利用された著作物全体との関係における利用された部分の量と質
- (4) 利用行為が著作物の潜在的市場や価値に与える影響

○ 米国のフェアユース条項の意図

〔米国でのフェアユースの解釈、吉村玲子（スミソニアン研究所フリーア美術館／サック

ラー美術館主任司書）より抜粋〕

フェアユース条項が盛り込まれた背景には、(1) 著者の独占的な権利が他の作者の創作の妨げにならないようにする、(2) 現存する作品が新しい作品創作の刺激となること、そして (3) 現存する作品を生産的に利用することは科学、芸術、文学研究の向上を促進することに繋がる、の三つの信条があり、繁雑な利用許可取得のプロセスを免除することによって科学、芸術、文学分野における創造と向上を奨励することを目的としている。また、著作物の利用がフェアユースと見なされるか否かについては、条文の 4 要素を最低限の判断指針としている。

その第一は、利用目的が商業性を有するか、非営利の教育が目的かなどの「利用の目的と性格」である。例えば定義からすると、教育、研究が目的である場合はフェアユース条項が適用できることになっているが、教育出版などは教育が目的であってもそれが商業ベースの場合はフェアユース条項適用の対象外となる。

第二の要素は「著作権のある著作物の性質」である。利用しようとしている作品の内容がニュースや統計のような事実に基づいたものか、作者のユニークなアイデアか、などが問われる。

第三の要素は「利用する部分の量および重要性と利用する作品全体との関係」である。画像に関して言えば、画像は全体を見せなければ意味をなさないケースが多いので、画像利用にフェアユース条項を適用する際の量の解釈がとても難しいとされている。また簡単に言えば適用する部分の量が少ない方がいいのは明らかだが、例えばある解説者は、ベートーベンの交響曲第 4 番のトレードマークであるたった四つの音からなる主題を採用して新たに曲

を作った場合、そのフレーズが新曲の基盤（主題）になってしまうと、たとえ四つの音の採用でも、（もしベートーベンの交響曲第4番に著作権が存在すれば）その利用はフェアユース条項適用違反としている。単に量が少なければ良いと言う訳ではなく、採用部分が新しい作品の中でどういう位置を占めるか、その「重要性」も考慮に入れなければならない。

第四の要素は「著作権のある著作物を利用することが、その著作にとっての潜在市場とその著作の市場価値の双方あるいはその一方に及ぼす影響」で、著作権のある作品を利用したことが、その作品の市場価値にどのような結果をもたらすかが問われる。

米国著作権法フェアユース条項が適用可能とされるもう少し具体的な例を述べてみると、(1) レビューや論評中の説明、コメントを目的として抜粋を引用する、(2) 学術または技術論文中で、著者の見解を説明し明らかにすることを目的として短い文章を引用する、(3) パロディーの内容に応用する、(4) 演説や記事の要約中に短い引用文を使う、(5) 報道、ニュース・レポートの中で利用する、(6) 図書館の本などの欠落したページを補うために複写する、(7) 教師や学生が授業内容を説明する目的で少量の資料を複写する、(8) 立法措置または訴訟手続きに関するレポート等の複写、(9) ニュース報道場面でまたは報道中に偶発的に被写体になってしまったもの、などが挙げられている。しかし、これらの具体例も先述の要素基準も、著作物の無断利用がフェアユース条項適用可能とされる場合の要件を大まかに規定しているのみである。私的使用のためであれば良いとか、何枚まではコピーして良いなどの具体的な説明はなく、「短い文章」「少量の資料」「内容に応用する」などの抽象的で曖昧な判断指針として示されているので、実際の状況に合わせて適正な判断を下すことは大変難しくなる。それで最終的には、フェアユース条項適用可能と見なされるか否かは個々のケースについて判断することになる。

2-2 中国著作権法 第4章 権利制限 第43条

第1項 以下の場合において著作物は、著作権者の許可なく、使用料を支払うことなく使用できる、ただし、著作者の名前又は名称、著作物の名称、著作物の出所を明示し、かつ、本法律により著作権者が享有するその他の権利を侵さない場合に限る：

- (1) 個人の学習、研究のために他人の既に公表された著作物の一部を複製すること；
- (2) 著作物の紹介、評論のため又は問題の説明のために、著作物中に他人の既に公表された著作物を適切な形で引用すること、ただし、引用部分が引用著作物の主要な又は実質的な部分を構成してはならない；
- (3) 報道のために、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、ネット等の媒体において既に公表された著作物を必要な限りにおいて再現又は引用すること；
- (4) 新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、ネット等の媒体が他の新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、ネット等の媒体において既に公表された政治、経済、宗教問題に関する時事文章を刊行又は放送すること、ただし、著作者が使用を許さな

いことを表明した場合はこの限りでない；

- (5) 新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、ネット等の媒体が公衆向けの集会で公表された談話を刊行又は放送すること、ただし、著作者が使用を許さないことを表明した場合はこの限りでない；
- (6) 学校の教室における教育又は科学研究のために、既に公表された著作物を翻訳又は少量複製すること、ただし、教師又は科学研究者の使用に供することはできるが、出版することはできない；
- (7) 国家機関が公務を執行するために合理的な範囲内で既に公表された著作物を使用すること；
- (8) 図書館、文書館、記念館、博物館、美術館等が原本の陳列又は保存の必要性のために収蔵している著作物を複製すること；
- (9) 既に公表された著作物を無料で上演すること、ただし、その上演が公衆向けに費用を取るものでなく、上演者に報酬を支払わず、その他の方法により経済的利益を得ない場合に限る；
- (10) 室外の公共の場所に置かれた芸術作品は模写し、描き、撮影し、録画し又は複製することができる、ただし、その芸術作品と同じ方法によって複製、陳列又は公衆送信することはできない；
- (11) 中国の自然人、法人又はその他の組織が既に既に公表された中国語によって創作された著作物を少数民族語の著作物に翻訳し、中国国内で出版すること；
- (12) 既に公表された作品を視覚障害者のための出版物とすること；
- (13) その他の状況。

第2項 前項規定の方式による著作物の使用は、著作物の通常の使用に影響を与えてはならず、著作者の正当な利益を不当に害してはならない。

事例 B-1-3

国際的なインターネットを利用する教育事例

3-1 「OCW オープンコースウェアについて」

東京外国語大学国際学術戦略本部 新井早苗氏資料 2007年8月23日

<http://www.tufs.ac.jp/ofias/j/strategy/ocw.pdf>

3-2 「事例紹介：MOOC 開発における著作権処理業務の現状について」

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第2回）資料、2015年7月24日

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27_02/pdf/shiryo7.pdf